

○野洲市総合計画審議会条例

平成16年10月 1 日

条例第31号

改正 平成23年 7 月12日条例第17号

(設置)

第1条 野洲市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定又は改訂について調査し、及び審議するため、野洲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平23条例17・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は改訂に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定に関する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

付 則（平成23年条例第17号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○野洲市総合計画審議会条例施行規則

平成16年10月 1 日

規則第28号

改正 平成18年 1 月 1 日規則第 2 号

平成21年 4 月 1 日規則第14号

平成23年 3 月25日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市総合計画審議会条例(平成16年野洲市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 条例第3条に規定する野洲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平18規則2・平21規則14・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名した委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(平21規則14・平23規則9・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成18年規則第2号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成21年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年規則第9号)抄

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。